

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－３ 諸手続（共通編） Ⅲ－３－１ 登録 （１）～（３） （略） （４）登録申請書の添付書類 ① （略） ② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（<u>英語による登録手続の場合を除き、英文等の場合には訳文を添付</u>）は、<u>金商業等府令第９条第２号ロ、第３号ロ、第９号イ（１）及び第１１号ハ</u>に規定する「これに代わる書面」に該当する。 （５）～（８） （略） （９）金融商品取引業者登録簿 ① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第２面から第<u>１３</u>面までにより作成するものとする。 ②・③ （略） （１０） （略） Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３－５ 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 Ⅳ－３－５－４ 第一種少額電子募集取扱業務の適切性	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－３ 諸手続（共通編） Ⅲ－３－１ 登録 （１）～（３） （略） （４）登録申請書の添付書類 ① （略） ② 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、<u>金商業等府令第９条第２号ロ、第３号ロ及び第９号イ（１）</u>に規定する「これに代わる書面」に該当する。 （５）～（８） （略） （９）金融商品取引業者登録簿 ① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第２面から第<u>１１</u>面までにより作成するものとする。 ②・③ （略） （１０） （略） Ⅳ. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３ 業務の適切性（第一種金融商品取引業） Ⅳ－３－５ 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 Ⅳ－３－５－４ 第一種少額電子募集取扱業務の適切性

改正後	現行
IV－3－5－4－1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第一種少額電子募集取扱業者（金商法第 29 条の 4 の 2 第 8 項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 3 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 2 の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 特に第一種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第一種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。 ①～④ （略） (2) 監督手法・対応 第一種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第 6 条の 3 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握す	IV－3－5－4－1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第一種少額電子募集取扱業者（金商法第 29 条の 4 の 2 第 8 項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 2 の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 特に第一種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第一種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。 ①～④ （略） (2) 監督手法・対応 第一種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握す

改正後	現行
ることとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。	ることとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。
IV－３－６ <u>非上場有価証券特例仲介等業務の適切性</u> (1) <u>主な着眼点</u> <u>第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務（金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。以下同じ。）のみを行う金融商品取引業者（金商法第 30 条第 1 項の認可を受けた者を除く。）については、非上場有価証券特例仲介等業者（金商法第 29 条の 4 の 4 第 7 項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者をいう。以下同じ。）として、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されることとなる。非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないよう、以下の措置（取引の当事者の属性の事前確認や金銭の預託の期間の管理体制の整備を含む。）がとられているか留意する必要がある。</u> ① <u>一般投資家（金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号イに規定する一般投資家をいう。IV－３－６において同じ。）を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために売付けの媒介又は金商法第 2 条第 8 項第 9 号</u>	(新設)

改正後	現行
<u>に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置</u> <u>② 一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付けの媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置</u> <u>③ 顧客から金銭の預託を受ける場合には、金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 2 号の金銭の預託として適切に管理するための措置</u> <u>また、非上場有価証券特例仲介等業者が第二種金融商品取引業を行う場合には、第二種金融商品取引業に係る一般投資家である顧客に対して非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行うことがないように留意すること。</u> <u>特に非上場有価証券特例仲介等業務に係る担当者が第二種金融商品取引業に係る担当者を兼務する場合には、第二種金融商品取引業に係る顧客に一般投資家が含まれているかどうか、含まれている場合には第二種金融商品取引業に係る一般投資家である顧客に対して非上場有価証券特例仲介等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業が行われないよう、非上場有価証券特例仲介等業務を行う前の顧客の属性の事前確認が行われているかどうかを確認すること。</u> <u>(2) 監督手法・対応</u> <u>非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介</u>	

改正後	現行
<u>等業務の範囲を超えた第一種金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、非上場有価証券特例仲介等業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u>	
IV－3－<u>7</u> （略）	IV－3－<u>6</u> （略）
IV－3－<u>8</u> （略）	IV－3－<u>7</u> （略）
IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録 （1） （略） （2）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて	IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録 （1） （略） （2）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに<u>規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否か</u>の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号へに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者で

改正後	現行
審査するものとする。 ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると認められるか。 イ. ～ロ. (略) ハ. 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。 <u>(注) 非上場有価証券特例仲介等業者が非上場有価証券特例仲介等業務のうち金商法第29条の4の4第8項第1号に掲げる行為(特定投資家を相手方として行うもの)に限り、金商法第2条第8項第10号に掲げるものを除く。)</u> <u>に係る業務のみを行う場合には、常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務(金商法第29条の5第2項に規定する業務を含む。)を1年以上経験した者が1名以上確保されていることとする。</u> 二. ～ヘ. (略) ② (略) (3) ～ (6) (略) Ⅳ－４－２ 承認及び届出等 Ⅳ－４－２－１ 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録	あるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると認められるか。 イ. ～ロ. (略) ハ. 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。 二. ～ヘ. (略) ② (略) (3) ～ (6) (略) Ⅳ－４－２ 承認及び届出等 Ⅳ－４－２－１ 私設取引システムを運営する業務の認可及び登録

改正後	現行
私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引量が金商法施行令第 15 条の 10 の 11 に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第 30 条第 1 項ただし書により認可を要せず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。 ①～⑤ （略） V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。 このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。 (1) （略） (2) (1) 以外の場合 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第 16 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項が有価	私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、原則認可制となっている。一方、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券のみを取り扱う私設取引システムであって取引量が金商法施行令第 15 条の 10 の 9 に規定する売買高基準以下のものを運営する業務については、金商法第 30 条第 1 項ただし書により認可を要せず、登録により参入可能とされた。認可又は登録については、以下の留意事項を踏まえてそれぞれ検討することが必要である。 ①～⑤ （略） V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業） V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性 みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。 このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。 (1) （略） (2) (1) 以外の場合 ①～③ （略） ④ 金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項が有価

改正後	現行
証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ (略) V-2-4 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性 V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第二種少額電子募集取扱業者（金商法第 29 条の 4 の 3 第 2 項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 3 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 3 の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 特に第二種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第二種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略)	証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。 ⑤～⑦ (略) V-2-4 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性 V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性 V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢 (1) 着眼点 第二種少額電子募集取扱業者（金商法第 29 条の 4 の 3 第 2 項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第 29 条の 4 の 3 の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。 特に第二種少額電子募集取扱業者が音声の送受信による通話の方法により第二種少額電子募集取扱業務を行う場合には以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略)

改正後	現行
(2) 監督手法・対応 第二種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の3各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 V-3 諸手続（第二種金融商品取引業） V-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ホ及び第1号の2に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。	(2) 監督手法・対応 第二種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 V-3 諸手続（第二種金融商品取引業） V-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。

改正後	現行
①・② (略) (2) (略) VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 VI-2-2-1 業務執行態勢 (1) 運用財産の運用・管理 投資一任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ (略) ④ 金商法第42条の3の規定により権利者（金商法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。）のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>金商業等府令第131条第2項に規定する措置が講じられているか。なお、同項第3号に規定する委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策としては、業務の改善の指導、委託の解消等が考えられる。</u> ⑤～⑩ (略)	①・② (略) (2) (略) VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業） VI-2 業務の適切性（投資運用業） VI-2-2 投資一任業に係る業務の適切性 VI-2-2-1 業務執行態勢 (1) 運用財産の運用・管理 投資一任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ (略) ④ 金商法第42条の3の規定により権利者（金商法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。）のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。</u> ⑤～⑩ (略)

改正後	現行
VI-2-2-2 勧誘・説明態勢 (2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 ①・② (略) ③ 金商業等府令第 96 条第 1 項第<u>4</u>号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、金商法施行令第 16 条の 12 各号に掲げる者の商号、住所、代表者氏名及び<u>委託</u>の範囲を含む。 ④～⑦ (略) (3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項 ①・② (略) ③ 金商業等府令第 107 条第 1 項第 8 号の「投資の方法及び取引の種類」には、<u>金商法施行令第 16 条の 12 各号に掲げる者の「投資の方法及び取引の種類」を含む。</u> ④ (略) (4) (略) VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 VI-2-3-1 業務執行態勢 (1) 運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の	VI-2-2-2 勧誘・説明態勢 (2) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 ①・② (略) ③ 金商業等府令第 96 条第 1 項第<u>3</u>号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、金商法施行令第 16 条の 12 各号に掲げる者<u>(以下「再委任先」という。)</u>の商号、住所、代表者氏名及び<u>再委任</u>の範囲を含む。 ④～⑦ (略) (3) 契約締結時の書面交付に係る留意事項 ①・② (略) ③ 金商業等府令第 107 条第 1 項第 8 号の「投資の方法及び取引の種類」には、<u>再委任先</u>の「投資の方法及び取引の種類」を含む。 ④ (略) (4) (略) VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 VI-2-3-1 業務執行態勢 (1) 運用財産の運用・管理 家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の

改正後	現行
開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。 このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ （略） ④ 金商法第 42 条の 3 の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>金商業等府令第 131 条第 2 項に規定する措置が講じられているか。なお、同項第 3 号に規定する委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策としては、業務の改善の指導、委託の解消等が考えられる。</u> ⑤～⑪ （略） （２）～（４） （略）	開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。 このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ （略） ④ 金商法第 42 条の 3 の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。</u> ⑤～⑪ （略） （２）～（４） （略）
Ⅵ－２－５ ファンド運用業に係る業務の適切性 Ⅵ－２－５－１ 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の	Ⅵ－２－５ ファンド運用業に係る業務の適切性 Ⅵ－２－５－１ 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の

改正後	現行
内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ （略） ④ 金商法第 42 条の 3 の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>金商業等府令第 131 条第 2 項に規定する措置が講じられているか。なお、同項第 3 号に規定する委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策としては、業務の改善の指導、委託の解消等が考えられる。</u> ⑤・⑥ （略） （２）・（３） （略）	内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要がある、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ①～③ （略） ④ 金商法第 42 条の 3 の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合（当該他の者が委託された権限の一部を再委託する場合を含む。）に、<u>委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、再委任の解消等）を明確に定めているか。</u> ⑤・⑥ （略） （２）・（３） （略）
Ⅵ－２－８－１ 業務執行態勢に関する留意事項 （１）海外投資家等特例業務の要件 海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第 63 条の 8 第 2 項に規定する海外投資家等をいう。以下Ⅵ－２－８及びⅥ－３－３において同じ。）に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際し	Ⅵ－２－８－１ 業務執行態勢に関する留意事項 （１）海外投資家等特例業務の要件 海外投資家等特例業者（海外投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）は、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する者が、海外投資家等特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法第 63 条の 8 第 2 項に規定する海外投資家等をいう。以下Ⅵ－２－８及びⅥ－３－３において同じ。）に該当すること、その他海外投資家等特例業務の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際し

改正後	現行
ては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。 ①・② （略） ③ 顧客からの自己申告の書面及び顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第 246 条の 15 第 1 項第 5 号ハに規定する書面等を活用することにより、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、金商業等府令第 246 条の 10 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。 ④ （略） （２） （略）	ては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。 ①・② （略） ③ 顧客からの自己申告の書面及び顧客が任意に提供した資料（取引残高報告書又は通帳の写し等）、又は金商業等府令第 246 条の 14 第 1 項第 5 号ハに規定する書面等を活用することにより、海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分を取得する外国に住所を有する個人である顧客が、金商業等府令第 246 条の 10 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であることを十分に確認した上で、確認結果及びその根拠を記載した書面を管理・保存するなど、社内記録を適切に作成及び保存しているか。 ④ （略） （２） （略）
VI－3 諸手続（投資運用業） VI－3－1 登録 VI－3－1－1 投資運用業 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び第 1 号の 2 に規定する要件の審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。	VI－3 諸手続（投資運用業） VI－3－1 登録 VI－3－1－1 投資運用業 （１）体制審査の項目 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査

改正後	現行
① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。 イ. (略) ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。 <u>(注)「金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験」とは、金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する意思決定を適切に行うことができる知識・能力をいい、過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は必ずしも問わない。</u> ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。<u>また、運用権限を委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。</u> ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当	するものとする。 ① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。 イ. (略) ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。 ハ. 権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。 ニ. 資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門（担当

改正後	現行
者)が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。<u>ただし、投資運用関係業務(金商法第2条第43項に規定する投資運用関係業務をいう。)のうちⅥ-3-1-1(7)①ロaからcまでに掲げる投資運用関係業務について、投資運用関係業務受託業者(同条第45項に規定する投資運用関係業務受託業者をいい、受託する投資運用関係業務を行うことにつき金商法第66条の71の登録又は第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。)に、いずれも委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者(投資運用関係業務受託業者に委託する投資運用関係業務の内容を理解し把握するとともに、当該投資運用関係業務受託業者に対して適確に指示を行う能力がある者をいい、当該投資運用関係業務を直接遂行するにあたって必要な知識及び経験並びに過去に投資運用業に関する業務に従事していた経験は問わない。以下この①において同じ。)が確保されていれば足りる。</u> <u>(注)Ⅵ-3-1-1(7)①ロaからcまでに掲げる投資運用関係業務のいずれかを投資運用関係業務受託業者に委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務については、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者が確保されていれば足りる。</u> ホ. (略) ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。	者)が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。 ホ. (略) ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

改正後	現行
a. ～ l. (略) m. <u>運用対象財産（金商法第2条第43項第1号に規定する運用対象財産をいう。）に係る計算及びその審査（ただし、Ⅵ－3－1－1（7）①イ a 又は b に掲げる投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合にあっては、当該投資運用関係業務については、当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者が確保されていれば足りる。）</u> <u>（注）法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、上記ロにおいて確保される者が上記ニにおいて確保される者と同一人となることを妨げない。また、当該場合には、上記ニにおいて確保される者が上記ヘにおいて確保される者と同一人となることを妨げない。</u> ② (略) （2）業務の内容及び方法を記載した書類 業務の内容及び方法を記載した書類には以下の点が適切に記載されていることを確認するものとする。 ①・② (略) ③ 業務運営に関する基本原則 イ. ～ハ. (略) ニ. <u>運用権限の委託に関する事項（すべての運用財産につき、運用権限の全部を委託する場合はその旨を含む。）</u> ホ. (略) ④～⑦ (略)	a. ～ l. (略) m. <u>投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその審査</u> ② (略) （2）業務の内容及び方法を記載した書類 業務の内容及び方法を記載した書類には以下の点が適切に記載されていることを確認するものとする。 ①・② (略) ③ 業務運営に関する基本原則 イ. ～ハ. (略) ニ. 運用権限の委託に関する事項 ホ. (略) ④～⑦ (略)

改正後	現行
(3) 金商業等府令第9条第1号の書類(業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面)の記載事項 ① (略) ② 資産の運用に係る業務運営体制 イ. (略) ロ. 資産の運用を行う部門における運用体制<u>(運用権限を委託する場合にあっては、委託した運用業務の監督を行う体制を含む。)</u> ハ. (略) ③ 資産の運用を行う者の知識及び経験 資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。<u>運用権限を委託する場合にあっては、委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。</u> ④ コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験 コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること<u>(投資運用関係業務(金商法第2条第43項第2号に規定する投資運用関係業務に限る。))を投資運用関係業務受託業者に委託し、金商法第29条の4第1項第1号の2ただし書に規定する当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者を確保する場合には、当該者の当該投資運用関係業務の監督に係る知識及び経験が記載されていること。</u>	(3) 金商業等府令第9条第1号の書類(業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面)の記載事項 ① (略) ② 資産の運用に係る業務運営体制 イ. (略) ロ. 資産の運用を行う部門における運用体制 ハ. (略) ③ 資産の運用を行う者の知識及び経験 資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。 ④ コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験 コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること。

改正後	現行
⑤・⑥ (略) ⑦ <u>投資信託財産の運用を行う場合（投資信託財産の運用権限の全部を委託する場合であって、投資信託財産の計算の事務を行うときを含む。）</u>にあつては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験 イ. (略) ロ. 投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の当該事務に関する知識及び経験が記載されていること（<u>Ⅵ－３－１－１（７）①イ a に掲げる投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合は、その旨で足りる。</u>）。 （４）～（６） (略) （７）<u>投資運用関係業務を委託する業者に関する留意事項</u> ① <u>投資運用関係業務を委託する業者については、登録申請書において、投資運用関係業務を委託する旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容等が記載されていることを確認する必要がある（金商法第 29 条の 2 第 1 項第 12 号）。このうち、投資運用関係業務の内容については、その具体的な内容として、例えば、次に掲げる業務のうちどの業務を委託するかについて明記されているか、確認する必要がある。なお、投資運用関係業務は、委託する業者における投資運用業の質を左右し得る一定の継続性・能動性を有するものであり、そのような性質を有しない業務は投資運用関係業務には該当しない。</u> イ. <u>金商法第 2 条第 43 項第 1 号に規定する投資運用関係業</u>	⑤・⑥ (略) ⑦ 投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験 イ. (略) ロ. 投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。 （４）～（６） (略) （新設）

改正後	現行
<u>務の具体的な内容</u> <u>a. 投資信託財産に係る計算及びその審査（投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。）</u> <u>b. 上記 a のほか、運用対象財産の評価額の計算及びその審査</u> <u>ロ. 同項第 2 号に規定する投資運用関係業務の具体的な内容</u> <u>a. 法令等遵守の観点から定期的な業務実態の把握、課題の指摘及び対応策の検討その他これに関連する業務</u> <u>b. コンプライアンスに関する社内規則その他マニュアル等の案文作成・管理</u> <u>c. コンプライアンス研修の定期的な企画・実施その他コンプライアンスに関する情報の提供</u> <u>② 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する業者に係る体制審査に当たっては、Ⅲ－２－７（２）に準ずるほか、例えば、以下の点に留意する。</u> <u>イ. 委託先の投資運用関係業務受託業者に対し、委託した投資運用関係業務の遂行に関して必要な情報を適時に提供する体制が整備されているか。</u> <u>ロ. 委託先の投資運用関係業務受託業者から受けた指摘等を適切に反映する体制が整備されているか。</u> <u>ハ. 上記Ⅵ－３－１－１（１）①ニただし書及び同ヘmただし書において確保される者が、投資運用関係業務受託業者に委託した投資運用関係業務を適切に監督し、委託先の投</u>	

改正後	現行
<u>資運用関係業務受託者に必要に応じて適切な指示等を行うことができる体制が整備されているか。</u> Ⅵ－３－１－２ 適格投資家向け投資運用業 (１) (略) (２) 体制審査の項目 適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてⅥ－３－１－１(１)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 ① (略) ② 独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が１名又は２名以上確保されているか(コンプライアンス業務を外部委託する場合は、<u>当該外部委託先を監督する者を確保することで足りる。</u>)。 イ. ～ロ. (略) ③ (略) (３) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目 適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(２)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者(金商法第２条第８項第１２号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第１５条の１０の６各号に掲げる者を含む。以下このⅥ－３－１－２において同じ。)の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。	Ⅵ－３－１－２ 適格投資家向け投資運用業 (１) (略) (２) 体制審査の項目 適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてⅥ－３－１－１(１)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 ① (略) ② 独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が１名又は２名以上確保されているか(コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。) イ. ～ロ. (略) ③ (略) (３) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目 適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(２)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者(金商法第２条第８項第１２号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第１５条の１０の４各号に掲げる者を含む。以下このⅥ－３－１－２において同じ。)の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。

改正後	現行
① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 7</u>に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。 ② (略) ③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。 イ. 全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 7</u>に規定する金額を超えないこと。 ロ. (略) (4) ～ (6) (略)	① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 5</u>に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。 ② (略) ③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務若しくは特例投資運用業務を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。 イ. 全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 5</u>に規定する金額を超えないこと。 ロ. (略) (4) ～ (6) (略)
VI-3-2 承認及び届出等	VI-3-2 承認及び届出等
VI-3-2-1 承認	VI-3-2-1 承認
金商法第 35 条第 4 項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。 ① (略) ② 申請する金融商品取引業者の純財産額が 5 千万円（適格投資家向け投資運用業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）、又は、<u>その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、金商法施行令第 15 条の 4 の 2 に規定する自己と密接な関係を有する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない投資運用業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）</u>が申請する場合にあっては、1 千万	金商法第 35 条第 4 項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。 ① (略) ② 申請する金融商品取引業者の純財産額が 5 千万円（適格投資家向け投資運用業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）が申請する場合にあっては、1 千万円）を下回るおそれはないか。

改正後	現行
円)を下回るおそれはないか。 ③・④ (略) VII. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業) VII-3 諸手続(投資助言・代理業) VII-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ホ及び第1号の2に規定する要件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 (注) 審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成等の水準が異なり得ることに留意するものとする。 ①～③ (略) (2) (略) VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) VIII-2 諸手続(登録金融機関) VIII-2-1 登録 金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ-3-1	③・④ (略) VII. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業) VII-3 諸手続(投資助言・代理業) VII-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第29条の4第1項第1号ヘに規定する金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 (注) 審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成等の水準が異なり得ることに留意するものとする。 ①～③ (略) (2) (略) VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) VIII-2 諸手続(登録金融機関) VIII-2-1 登録 金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ-3-1

改正後	現行
((1) 及び (4) を除く。)、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。 (1) (略) (2) 体制審査の項目 金商法第 33 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する要件の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 33 条の 5 第 1 項第 5 号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ①～⑦ (略) (3) (略)	((1) 及び (4) を除く。)、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。 (1) (略) (2) 体制審査の項目 金商法第 33 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する<u>登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否か</u>の審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。なお、金商法第 33 条の 5 第 1 項第 5 号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるか否かについても、以下の事項を確認することを通じて審査するものとする。 ①～⑦ (略) (3) (略)